

# 東日本大震災に対処するための金融機能強化法等改正法に係る 政令・内閣府令等の改正のポイント

東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、予め、広域にわたる被災地域において面的に金融機能を維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを設けるため、国の資本参加の枠組みである金融機能強化法に震災の特例を規定する「東日本大震災に対処するための金融機能強化法等改正法」が6月22日に成立。

法改正に伴い、震災特例の対象となる金融機関が提出する経営強化計画の記載事項等を定めるほか、所要の規定の整備を図るため、政令・内閣府令等を併せて改正するもの。

## (1) 一般的特例(対象:全金融機関)<1>

東日本大震災により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった金融機関（「震災特例金融機関等」）について、経営強化計画の記載事項・国の資本参加の基準の要件の特例を設ける。

### 経営強化計画の記載事項

#### 現行

計画期間（3年以内）  
 収益性・効率性等の目標、目標達成のための方策  
 従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立  
 中小企業に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策  
 （中小企業向け貸出比率向上の目標等【府令】）  
 株式等の引受け等の額、内容

#### 震災特例金融機関等の特例

計画期間（5年以内）【措置済(法)】  
 求めない（収益の見通しのみ求める）【措置済(法)】  
 求めない【措置済(法)】  
 「被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策」を記載事項とする【府令】  
 例えば、被災者に対する貸付条件の変更等の支援、被災者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組みを具体的に記載  
 貸出比率向上等の数値目標は求めず【府令】  
 協同組織金融機関が提出する計画について添付書類を簡素化（協同組織金融機関が計画を提出する際の貸借対照表は、提出日の前1年以内（現行6月以内）のものとする）【府令】

(1) 一般的特例(対象:全金融機関)<2>

国の資本参加の基準

現行

収益性・効率性等の向上が見込まれること  
中小企業に対する信用供与の円滑化等が見込まれること  
公的資金の回収が困難でないこと  
返済等の期限は概ね15年以内【政令】  
適切な資産査定がなされていること  
破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと  
協同組織金融機関等について、一定の地域シェア等

震災特例金融機関等の特例

求めない【措置済(法)】

返済等が確保されること【政令】  
(一律の返済期限を設けない)

利用することができる直近の情報に基づき適切な資産査定がなされていること【措置済(法)】

求めない【措置済(法)】

審査の着眼点【監督指針】

下線部を改正

減資又は準備金の減少等による繰越欠損金の処理がなされている、又は、当該処理が計画に盛り込まれている等、公的資金の配当の確保に向けた態勢が整っていること  
(国の資本参加後の)自己資本が、金融機関が地域で金融機能を発揮し、震災からの復興に継続的に貢献するために十分な水準であること  
財務諸表(添付書類)が直近の当局検査の内容を的確に踏まえたものであるか、又は、監査法人等との協議を経たものであること

事後チェック・フォローアップ【監督指針】

下線部を改正

経営強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が、履行状況報告に実績計数を含め具体的に記載されているか検証する  
これらの施策の実施状況を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、監督上の措置を講じる

(注) 既に国の資本参加を受けている金融機関が震災特例金融機関等であるときに、経営強化計画の変更時等に経営強化計画の記載事項・国の資本参加の基準の要件の特例を適用する際の所要の規定を整備【府令】

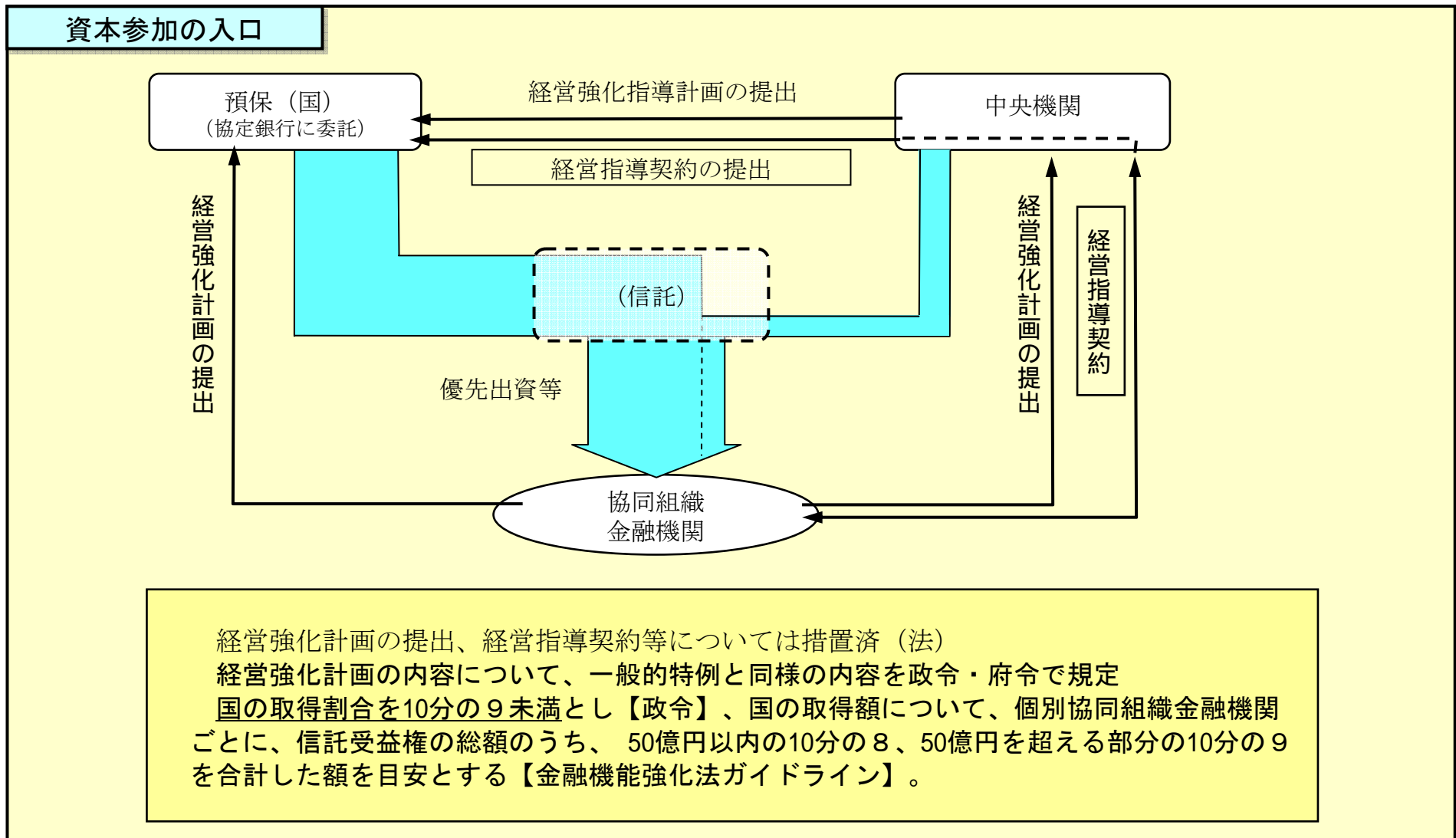
## (2) 協同組織金融機関向け特例(対象:信用金庫、信用組合等)〈1〉

協同組織金融機関の特性（①限定された営業地区を基盤、 人的に結合した会員組織、 中央機関が一定の指導的役割を担う）に鑑み、自ら被災したり、被災者への貸付を相当程度有しているなど、今次の大震災により、今後の財務が必ずしも見通し難い面がある協同組織金融機関について、特別な資本参加の仕組みを設ける。

(イ) 中央機関との間での経営指導契約を結ぶことにより、

(ロ) 国と中央機関が共同して、資本参加できる（信託受益権方式）こととする。

( ) 経営強化計画の記載事項等も一般的特例に倣って柔軟化。資本参加の償還等が困難でないことは求めない。



## (2) 協同組織金融機関向け特例(対象:信用金庫、信用組合等)<2>

### 資本参加の出口

- 資本参加後10年(延長可)経過までに、財務状況が一定以上悪化している場合には、事業再構築の申請を行い、参加資本の整理を行うことを認める。この事業再構築の選択肢として、合併・事業譲渡、外部支援による単独再建を規定。事業再構築の申請の際には、(1)事業再構築の内容、(2)資本整理の内容等を記載した書類を提出【措置済(法)】。

府令において、単独再建の場合に、①経営体制の整備に関する事項、②再建計画を記載する旨を規定。

資本整理のための財源は、預金保険機構の一般勘定（元本1,000万円以内相当分）及び早期健全化勘定（元本1,000万円超相当分）の資金を活用【措置済(法)】。府令において、資金負担額の計算方法を規定。

⇒ 一般勘定（元本 1,000万円以内相当分）の資金負担額 = 参加資本の整理に必要な額 × (付保預金 / 全債務)

#### 出口の認定の着眼点【監督指針】

事業再構築の内容が、地域の状況等を踏まえた適切なものとなっていること  
事業再構築後、地域の金融機能を維持又は強化するため十分な財務基盤を持つと見込まれること  
単独再建の場合には、外部支援の実現が確実であると認められること